

○羽村市農産物直売所条例

平成16年12月24日 条例第29号

改正

平成17年 9 月20日 条例第21号

令和 5 年 9 月29日 条例第33号

令和 6 年 3 月13日 条例第20号

羽村市農産物直売所条例

羽村市農産物直売所条例（平成14年条例第19号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、羽村市内の農業者に農産物等の販売を行う場を提供するため農産物直売所を設置し、もって市民に新鮮な農産物等を供給するとともに市内農業の振興を図ることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 農産物直売所の名称は、「羽村市農産物直売所」（以下「直売所」という。）とし、東京都羽村市羽加美1丁目32番地1に置く。

（事業）

第3条 直売所は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 市内農業者が生産した良質で新鮮な農産物等の販売に関すること。
- （2） 農産物等の販売促進に関すること。
- （3） 農産物等の計画的生産に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（営業時間）

第4条 直売所の営業時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休業日）

第5条 直売所の休業日は、1月1日から1月5日まで及び12月31日とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に営業し、又は休業することができる。

（使用の承認）

第6条 直売所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は取り消すときも同様とする。

2 市長は、前項の承認をする際、直売所の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、直売所の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしないことができる。

- (1) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は付属物を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条の承認を受けて直売所を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の条件の変更等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の条件を変更し、若しくは使用を停止させ、又は承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は使用の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用の条件を変更し、若しくは使用を停止させ、又は承認を取り消した場合において使用者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 使用料の額は、使用者が直売所を使用して販売した農産物等の販売額の15パーセントとする。

2 使用者は、農産物等が販売されたときは、速やかに市に前項の使用料を納入しなければならない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、直売所の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 直売所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 直売所の使用の承認、不承認及び使用承認の取消し等に関する業務
- (3) 直売所の利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の収納に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、直売所の運営に関し市長が必要と認める業務
(指定管理者の指定の申請)

第13条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 直売所の事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書面
(指定管理者の候補者の選定)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準のいずれにも適合するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 事業計画が、直売所の設置目的に即した適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 施設の効用を最大限発揮させることができるものであること。
- (5) 管理経費の縮減が図られるものであること。
- (6) 市内農業の振興を図るために必要な能力及び実績を有すること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例（平成16年条例第28号）に規定する羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の意見を聴かなければならない。

(選定の結果の通知)

第15条 市長は、前条第1項の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を第13条の規定による申請をした者に通知しなければならない。

(指定)

第15条の2 市長は、第14条第1項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、当該候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

(公告)

第16条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第21条第1項の規定により指定を取り消したときも同様とする。

(協定の締結)

第17条 市長は、第15条の2の規定により指定管理者を指定したときは、直売所の管理に関し、次に掲げる事項について当該指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 事業計画書に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 経費に関する事項
- (4) 管理業務を行うにあたって指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項
- (5) 法第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）に関する事項
- (6) 第21条第1項の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令に関する事項
- (7) 直売所の管理上生じた損害の賠償責任に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

(利用料金の収入)

第18条 指定管理者が管理する直売所の利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、第10条の規定は適用しない。

- 2 利用料金は、使用者が直売所を使用して販売した農産物等の販売額の15パーセントの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 使用者は、農産物等が販売されたときは、速やかに指定管理者に前項の利用料金を納入しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第19条 指定管理者は、事業報告書を毎年度終了後30日以内に市長に提出しなければならない。ただし、指定管理者が年度の途中において第21条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の管理業務を開始した日から当該取り消された日までの間の事業報告書を、市長に提出しなければならない。

- 2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該年度の管理業務の実施状況
- (2) 当該年度の施設等の使用状況
- (3) 当該年度の利用料金の収入の実績

(4) 当該年度の管理経費の収支状況

(5) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(管理業務等の報告の聴取等)

第20条 市長は、直売所の管理の適正を期するため、指定管理者に対し当該管理業務又は当該管理業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第21条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第22条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに直売所の施設又は設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、直売所の使用を終了したとき又は使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに使用した施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第23条 指定管理者又は使用者は、その責めに帰すべき事由により、施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、当該賠償の額を減額し、又は免除することができる。

(守秘義務)

第24条 指定管理者及び直売所の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、直売所の管理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後も同様とする。

(準用規定)

第25条 第4条から第7条まで、第9条及び第22条第2項の規定は、第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合について準用する。この場合において、第4条及び第5条中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条、第7条及び第9条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第22条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか直売所の管理及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第11条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、第13条から第17条までの規定の例により行うことができる。

付 則 (平成17年条例第21号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

付 則 (令和5年9月29日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和6年3月13日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第10条第1項及び第18条第2項の規定は、この条例の施行の日以後にされる農産物等の販売に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前にされた農産物等の販売に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。